

## 唐の南衙と北衙の南司と北司への推移

曾我部 静雄

【要約】唐の天子を直接に護衛する任に当たる近衛兵は、南衙と北衙の兵であって、南衙は諸衛の兵であり、北衙は禁軍と称せられる兵であった。これを何故に南北衙と称するかと言うに、唐では都城長安の北壁に接して宮城が在り、この宮城の前、即ち南側に皇城が存在し、皇城の後、即ち北側に禁苑が存在したが、諸衛の兵營は、中央の諸官庁と共に南側の皇城内に在り、禁軍の兵營は、北側の禁苑内に在ったから、かく称するのである。この南北衙の近衛兵も、時代が降るに従って、次第にその制度が崩れたり変化して、南衙の兵は姿を消し、北衙の兵は神策軍の一つにまとめられるようになった。しかもこの神策軍は宦官の指揮下に入り、その走狗となって働くのであるが、このように南北衙が変化した後には、南衙には諸官庁の文官達は残っていることとて、これを南司と言ひ、北衙に残っている神策軍は、これを北司と言ったが、又神策軍は宦官に指揮されるところから、宦官そのものをも、北司と称するようになった。

史林 六四卷一号 一九八一年一月

### 一 緒 論

中国の正史の志類中に、軍政のことを取扱った兵志が設けられたのは、歐陽脩らの編纂せる新唐書からであって、内藤虎次郎先生の著わされた『支那史学史』にも、このことは、新唐書が旧唐書より優れる点であるとされている。その新唐書卷五十の兵志に、

夫所謂天子禁衛者、南北衙兵也、南衙、諸衛兵是也、北衙者、禁軍也、

ということが見えている。これは、唐の天子は、その禁衛兵として、南衙と北衙の二種の兵を持っており、南衙は諸衛の

兵を言うのであり、北衛は禁軍を言うのであるとしている。この南衛と北衛の説明は、唐の初期頃のことを述べたものであって、時代が降るに従って、その内容に変化が生じて来て、唐の後半には、南北司と称せられるようになるが、それがどのように変化するかを、以下述べようと思うのである。

## 二 南衛十二衛と北衛六軍

禁衛兵の中の南衛の諸衛の兵というのは、十二衛の兵士のことである。十二衛<sup>①</sup>というのは、隋の制度を承けたものであって、左右衛・左右驍騎衛・左右武衛・左右威衛・左右領軍衛・左右金吾衛を称するのである。この外に、皇太子の禁衛兵として、左右衛率府・左右禦率府・左右清道率府の六率府もあった。この十二衛や六率府の兵士は衛士と称せられ、地方にあった折衝府から供給された。

唐では唐会要卷七十の州県分望道によると、太宗の貞觀元年三月十日に、天下を大きく関内道・河南道・河東道・河北道・山南道・隴右道・淮南道・江南道・劍南道・嶺南道の十道に分け、新唐書卷五十の兵志によると、各道に総數六百三十四の折衝府を分散して設け、その中で首都の長安が所在する関内道には、二百六十一の折衝府が置かれた。折衝府の数には、時代によって増減があるが、男子は年が二十歳になると兵籍に入り、六十歳になると免ぜられる。それらの男子は、全部折衝府の兵士、即ち府兵になるかと言うに、そうでもないのがあって、宋人・章俊卿の山堂(群書)考索後集卷四十九兵門の唐府兵の所に、

唐、二十為兵、六十而免、唐志貞觀十年、而民無常兵之勞、三時耕稼、一時治武、見李牧原、而兵無常聚之患、六家而賦一兵、李泌曰、府兵皆於六戶中等以上家、

有三丁、選材力一人為之、及糧牛驢、皆六家共備、是不悉民以為兵也、六家而供一兵、注、是不仰給次官也、

とあり、中等戸以上の六家の中で、一家に三丁男があり、しかもその三人の中の材力がある者一人を選んで府兵となすのであり、その一人の府兵に必要な糧食牛驢は、六家が共同で供給するという制度であった。府兵の訓練は、四季の中の冬

季の農閑期に行われ、春夏秋の三季は、家に在って農業に従事し、この府兵の中から衛士が選ばれて、十二衛や六率府に派遣番上されるのであった。しかも衛士を差出する折衝府は、宋人・王溥の唐会要卷七十二の京城諸軍の所に、「武徳三年七月十一日、(中略)於是、置十二衛將軍、分関内諸府隸焉」とあるのや、同じく宋人・王应麟の玉海卷百三十八兵制の唐左右十軍の所に、「諸衛皆調関内府兵、有急則召諸衛官領之」とある如く、関内の関内道とその西にある隴右道の二道にある折衝府であって、差出する方法は、大唐六典卷五兵部の兵部郎中の職掌の所や、旧唐書卷四十三職官志兵部の兵部郎中の職掌の所に、

(衛士)皆取六品以下子孫、及白丁無職役者点充、凡三年一簡点、成丁而入、六十而免、量其遠邇、以定番第、

と見えている。ところで「凡三年一簡点」とあるのは、三年目ごとに、衛士を選ぶということであり、つまりは三年目ごとに衛士の交代があり、従って衛士としての就役の一回の期間は、三年であるということである。また「成丁而入、六十而免」とあるのは、成丁即ち二十一歳の丁男から衛士になり、五十九歳までつづくということであって、既に述べた如く二十歳から兵籍に入るのとは、一年遅いのである。

唐の都の長安の都市区劃は、隋の都の大興城の都市区劃を、そのまま踏襲したものであって、周囲を城壁を以てかこみ、その中央の北壁に接して宮闕区域が設けられてあり、宮闕は宮城と皇城から成り、宮城は北、皇城はその南に位していた。宮城の在るところは、西内とも称せられ、天子の居住せる所であり、その正殿は太極殿であった。資治通鑑(以下通鑑と言ふ)卷二百九の唐睿宗景雲元年六月甲申の条に、「(中宗)梓宮遷御太極殿」とある所の胡三省の註に、

西内正殿曰太極殿、

とあるのや、通鑑卷二百十の唐玄宗開元元年七月の条に、「魏知古告太平公主欲以是月四日作乱、令常元楷・李慈、以羽林兵突入武德殿、竇懷貞・岑羲・蕭至忠等、於南牙、拳兵心之」とある所の胡三省の註にも、

西内以太極殿為正牙、自北門言之、曰南牙、

と説明されている。ここに言う正牙<sup>③</sup>とは、正衛と同義の語であり、また北門とあるのは、通鑑卷二百七の唐中宗神龍元年正月壬午の条に、「太后疾甚、(中略)時太子於北門起居」どあって、ここに北門が見えているが、この北門に対して、胡三省は、

洛陽宮北門、亦曰玄武門、不從端門入、而從北門入、問起居、取便近也、

と註しているが、これは当時太后即ち則天武后は、洛陽宮に居り、皇太子(中宗)はその北門から出入して、太后の起居を問うたのであって、この北門とは、亦、洛陽宮城の玄武門に他ならず、長安宮城の玄武門も、洛陽宮城の玄武門も、共に北門と言うのであるとしている。玄武門は共に宮城の北側の門であり、長安の宮城では、ここを出ると、禁苑がある。玉海卷百三十八兵制の唐左右十軍の所に、

唐禁軍、總南北衛二言之、南衛即諸衛之屯於宮南者也、北衛即北軍之在禁苑者也、諸衛營在太極宮前、朱雀門內、北軍左右兩軍、皆在苑內、左軍在內東苑之西、右軍在九仙門之西(中略)故号南衛北軍、

と述べてあって、唐の南北衛兩軍の駐屯せる場所を、明示しているが、これによると、南衛諸衛の兵營は、太極宮の前から朱雀門に至る間とある。朱雀門は宮城の前に在る皇城の南側の正門であり、その門が起点となって朱雀門大街が南に走って明德門に至り、この大街によって長安城内が左街と右街とに分けられていた。従って太極宮、即ち宮城の前から朱雀門に至るといふことは、そこは皇城の所在を意味するものであって、ここは唐國家の中央官衛が集り居る所であり、諸衛の兵營もそこに混って存在したのである。

その北衛禁軍は、北門即ち玄武門の外の禁苑の中に散在して駐屯している兵隊であり、宮城の北に居るから北軍という。かくて通鑑卷二百六十四の唐昭宗天復三年二月乙未の条の「於是、朱全忠之党、布列徧於禁衛及京輔」とある所の胡三省の註にも、

唐北門禁衛之兵、皆屯於宮苑、百司庶府及南衛諸衛、皆分居皇城之內、百官私第及坊市居人、皆分居朱雀街之左右街、

と説明している。この北衛禁軍とか、北牙禁軍とか、北門禁軍と称せられる禁衛兵は、唐の朝廷が南衛の十二衛とは別に、北衛禁軍を設けるという計画のもとに造られたものではない。長安城の衛戍軍は、十二衛を以て当てるということが、制度として定められていた。それが別に制度にない北衛禁軍が設けられて、二つの禁軍が出来たのは、偶然の原因によるのである。それは、新唐書卷五十の兵志によると、唐の高祖が太原に蹶起して兵を率い、隋末の大乱を平定して唐の国家を創り終ると、太原から率いて来た部下達を、復員帰郷せしめることとした。しかるところ、その部下達の中には、引続いて高祖の許にとどまり、宿衛の務めに服したいと願う者が三万人程あった。高祖はその願いを容れて、彼等に渭水の北の白渠の傍の民が放棄してあった腴田を分給して定着せしめ、これを元從禁軍と名づけた。これが北衛禁軍のそもその起りである。

元從禁軍の兵士が老化して来ると、その子弟を以てこれに代えて若返えらし、これを父子軍と称した。第二代の太宗の世に入つては、太宗は貞観の初めに、その中から弓を善く引く者百人を選んでこれを百騎と称し、二交代にして、毎日北門即ち玄武門の所に出勤せしめて、狩獵に従わしめ、また別に北衛七營なるものを設けて、材力の驍壯なる者を選んでその兵に当て、一カ月に一営ずつ交代で番上して勤務に就かしめることにしたが、貞観十二年には、始めて左右屯營を玄武門に置いて、飛騎と称する兵士を入れ、諸衛の將軍に命じてこれを領せしめることとした。飛騎なる兵士は、元從禁軍の中の二等戸以上の者で、丈が高く強壯なのを選んで当てたのであり、宮城の宿衛に従わしめるのであったが、また飛騎の中で馬射に秀でた者百騎を選んで、天子の游幸の翊衛ともした。百騎なる兵は、既に貞観の初めにも設けられていたが、この貞観の初めの百騎兵は、則天武后の時に千騎に改められ、睿宗の時に更に万騎に改められて左右兩營に分かれ、玄宗の時に左右龍武軍と称する軍に改組された。しかしいずれの場合も、その構成員は元從禁軍の子孫であった。新唐書兵志に、「皆用唐元功臣子弟、若宿衛兵」と述べている。

第三代高宗の時には、新たな禁軍が編成された。新唐書兵志や旧唐書卷四十四職官志第三武官の所に、

高宗龍朔二年、始取<sub>二</sub>府兵越騎步射<sub>一</sub>、置<sub>二</sub>左右羽林軍<sub>一</sub>、大朝會則執<sub>レ</sub>仗以衛<sub>二</sub>階陛<sub>一</sub>、行幸則夾<sub>二</sub>馳道<sub>一</sub>為<sub>二</sub>内仗<sub>一</sub>、

とある。即ち羽林軍と称する禁軍が造られたのである。この羽林軍は、先の龍武軍とは、その構成員が異なるのであって、これは「始取<sub>二</sub>府兵越騎步射<sub>一</sub>」とある如く、府兵の中の越騎や步射を以て当てていた。またその職務も異なっており、龍武軍は一般的な宿衛が主であるが、羽林軍は専ら儀仗兵に用いられた。かくて禁軍は龍武軍と羽林軍の二つ、しかもその二つは各々左右の兩軍に分かれるから、都合四軍が出来上ったのであるが、肅宗の至徳二年に至って、また左右神武軍が新設された。新唐書兵志に、

至徳二載、置<sub>二</sub>左右神武軍<sub>一</sub>、補<sub>二</sub>元從扈從官子弟<sub>一</sub>、不足則取<sub>二</sub>它色帶品者<sub>一</sub>、同<sub>二</sub>四軍<sub>一</sub>、亦曰<sub>二</sub>神武天騎<sub>一</sub>、制如<sub>二</sub>羽林<sub>一</sub>、總曰<sub>二</sub>北衙六軍<sub>一</sub>、とあり、また唐會要卷七十二の京城諸軍にも

至徳二年十月十四日、左右神武兩軍、先取<sub>二</sub>元扈從官子弟<sub>一</sub>充、如不足、任<sub>二</sub>於諸色中<sub>一</sub>簡取、二千人為<sub>二</sub>定額<sub>一</sub>、其帶品人、並同<sub>二</sub>四軍例<sub>一</sub>、白身准<sub>二</sub>萬騎例<sub>一</sub>、仍賜<sub>二</sub>名神武天騎<sub>一</sub>、永為<sub>二</sub>恒式<sub>一</sub>、

とあるが、通鑑卷二百二十唐肅宗紀中の下の至徳二年十二月の所に、

置<sub>二</sub>左右神武軍<sub>一</sub>、取<sub>二</sub>元從子弟<sub>一</sub>充、其制皆如<sub>二</sub>四軍<sub>一</sub>、謂<sub>二</sub>之北衙六軍<sub>一</sub>、

とあって、会要には、上記の如く、この軍の設置は十月とあるのが、通鑑では十二月となっている。またこの一文中の元從子弟に対しては、胡三省が、「元從子弟、謂<sub>二</sub>從帝馬嵬<sub>一</sub>北行、及自<sub>二</sub>靈武<sub>一</sub>還<sub>二</sub>京師<sub>一</sub>者」という註をつけている。かくして肅宗の至徳二年には、北衙六軍が備ったのである。この時、また左右英武軍なるものも新設された。新唐書兵志や通鑑には、上述の神武軍に続けて、

又採<sub>二</sub>便騎射<sub>一</sub>者、置<sub>二</sub>衙前射生手千人<sub>一</sub>、亦曰<sub>二</sub>供奉射生官<sub>一</sub>、又曰<sub>二</sub>殿前射生手<sub>一</sub>、分<sub>二</sub>左右廂<sub>一</sub>、總号曰<sub>二</sub>左右英武軍<sub>一</sub>、(新唐書兵志による)と述べてあり、旧唐書卷四十四の職官志第三武官の左右神武軍の本註にも、

又置<sub>二</sub>衛前射生手千餘人、謂<sub>二</sub>之左右英武軍、非六軍之例也、と述べているが、この軍は、「非<sub>二</sub>六軍之例也」とある如く、北衛六軍には加えられず、別の存在のものであった。南衛の十二衛に対する北衛の六軍による唐の南北禁軍の制度も、新らしく生まれた神策軍の抬頭によって、全面的に崩壊し去ったのである。

① 唐の十二衛のことは、唐会要卷七十一の十二衛や、大唐六典卷五の兵部尚書などに見えているが、旧唐書卷四十四武官の所には、十二衛の外に、左右監門衛と左右千牛衛の四衛を加えて、十六衛としている。このように、唐の諸衛は、十二にする史書と、十六にする史書とがあるが、普通は十二としていたようである。尚お各衛の職掌については、文獻通考卷一百五十五兵考禁衛兵の所に、十六衛、每衛有<sub>一</sub>上將軍、有<sub>一</sub>大將軍、有<sub>一</sub>將軍、自<sub>一</sub>左右衛<sub>一</sub>至<sub>一</sub>領軍、並掌<sub>二</sub>宮禁宿衛、金吾學<sub>一</sub>宮中京城警、監門掌<sub>二</sub>諸門禁衛、千牛掌<sub>二</sub>侍衛<sub>一</sub>と、簡潔に述べてあるが、玉海卷一百三十八兵制の唐十六衛・隋十二衛の所には、それが詳しく説明されている。

② 隴右道は関内道の西にあり、この道からも、衛士が供給されていたことは、この道に含まれていた敦煌地方から発見された唐時代の戸籍や差科簿に、衛士とされる丁男が多く記載されていることによって、知られるのである。

③ 牙と衛とは、同じ意味の字であって、牙は本字であり、衛はその譌字である。牙は軍門に立てられる旗のことであって、軍の命令はその下で伝えられたと言われるが、それが官衛と異ならないところから、官衛が官牙となるようになって、牙と衛が通して用いられるに至ったと、中国の諸書に述べられている。少しくその例を示すならば、宋人・錢易の南部新書の唐篇には、

近代通謂<sub>二</sub>府廷<sub>一</sub>為<sub>二</sub>公衛<sub>一</sub>、即古之公朝也、字本作<sub>レ</sub>牙、詩曰、祈父、

予王之爪牙、祈父司馬掌<sub>二</sub>武備<sub>一</sub>、象獸以<sub>二</sub>牙爪<sub>一</sub>為<sub>二</sub>衛、故軍前大旗謂<sub>二</sub>之牙旗<sub>一</sub>、出師則有<sub>二</sub>建<sub>レ</sub>牙褱<sub>レ</sub>牙之事<sub>一</sub>、軍中聽<sub>レ</sub>身令<sub>一</sub>、必至<sub>二</sub>牙旗之下<sub>一</sub>、与<sub>二</sub>府朝<sub>一</sub>無<sub>レ</sub>異、近俗尚<sub>レ</sub>武、是以通呼<sub>二</sub>公府公門<sub>一</sub>為<sub>二</sub>牙門<sub>一</sub>、字稍訛妄<sub>レ</sub>、

とあり、また宋人・吳曾の能改齋漫錄卷二の牙門には、孔經父雜説、記<sub>二</sub>突厥<sub>一</sub>、李靖建<sub>二</sub>牙於破中<sub>一</sub>、牙者旗也、東京賦、竿上以<sub>二</sub>象牙飾<sub>レ</sub>之、所以自表飾<sub>レ</sub>也、太守出則有<sub>二</sub>門旗<sub>一</sub>、其遺法也、後遂以<sub>二</sub>牙為<sub>レ</sub>衛、早晚衛、亦太守出建<sub>レ</sub>旗之義也、或以<sub>レ</sub>衛為<sub>二</sub>解舍<sub>一</sub>、早晚聲鼓、則又謂<sub>二</sub>之衛牌<sub>一</sub>、兒子謂<sub>二</sub>之衛内<sub>一</sub>、皆不知<sub>レ</sub>之耳、唐韻注云、衛府也、是亦訛耳、以上皆孔説、余按<sub>二</sub>語林<sub>一</sub>云、近代通謂<sub>二</sub>府廷<sub>一</sub>為<sub>二</sub>公衛<sub>一</sub>、即古之公朝也、字本作<sub>レ</sub>牙、訛為<sub>レ</sub>衛、詩曰、祈父、予王之爪牙、大司馬掌<sub>二</sub>武備<sub>一</sub>、象<sub>二</sub>猛獸<sub>一</sub>以<sub>二</sub>爪牙<sub>一</sub>為<sub>二</sub>衛、故軍前大旗為<sub>二</sub>牙旗<sub>一</sub>、出師則有<sub>二</sub>建<sub>レ</sub>牙之事<sub>一</sub>、軍中聽<sub>レ</sub>身令<sub>一</sub>、必至<sub>二</sub>牙旗之下<sub>一</sub>、乃知<sub>二</sub>牙者、所以為<sub>レ</sub>衛也、義主<sub>二</sub>于此<sub>一</sub>、而孔氏止謂<sub>二</sub>之旗者<sub>一</sub>、不得<sub>レ</sub>其說者也、唐資暇集亦云、武職有<sub>二</sub>押衛之目<sub>一</sub>、衛宜<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>牙、非<sub>レ</sub>押衛府也、蓋<sub>二</sub>押牙旗者<sub>一</sub>、按<sub>二</sub>兵書<sub>一</sub>云、牙旗、將軍之旗、故豎<sub>二</sub>於門<sub>一</sub>、史伝咸作<sub>二</sub>牙門<sub>一</sub>、今<sub>レ</sub>押牙、既作<sub>二</sub>押衛<sub>一</sub>、牙門亦謂<sub>二</sub>之衛門<sub>一</sub>乎、予又按<sub>二</sub>南史侯景傳<sub>一</sub>、景將<sub>二</sub>寧謀臣<sub>一</sub>朝、必集<sub>二</sub>行列門外<sub>一</sub>、謂<sub>二</sub>之牙門<sub>一</sub>、以<sub>レ</sub>次引進、牙門始見<sub>二</sub>於此<sub>一</sub>、

とある。以上の二例は宋人が述べたものであるが、このような説明は、既に唐人がなしていたようである。即ちその例は、唐人・封演の封氏

聞見記卷五の公牙の所に、

近代通謂<sub>二</sub>府廷<sub>一</sub>為<sub>二</sub>公衛<sub>一</sub>、公衛即古之公朝也、字本作<sub>レ</sub>牙、詩曰、祈父、予王之爪牙、祈父司馬掌<sub>三</sub>武備<sub>一</sub>、象<sub>三</sub>猛獸<sub>一</sub>以<sub>三</sub>爪牙<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>衛、故軍前大旗、謂<sub>レ</sub>之牙旗、出<sub>レ</sub>帥有<sub>二</sub>建<sub>レ</sub>牙<sub>一</sub>、牙之邪、軍中聽<sub>レ</sub>号令、必至<sub>レ</sub>牙旗之下、稱<sub>レ</sub>与<sub>レ</sub>府朝<sub>一</sub>無<sub>レ</sub>異、近俗尚<sub>レ</sub>武、是以通呼<sub>レ</sub>公府為<sub>レ</sub>公牙、府門為<sub>レ</sub>牙門、字稍訛變<sub>レ</sub>而為<sub>レ</sub>衛也、非公府之名、或云、公門外刻<sub>レ</sub>木為<sub>レ</sub>牙立<sub>レ</sub>于門側、以象<sub>レ</sub>獸牙、軍將之行、置<sub>レ</sub>牙<sub>一</sub>、首懸<sub>レ</sub>旗于<sub>レ</sub>上、其義<sub>一</sub>也、

唐禁苑、在<sub>二</sub>皇城之北<sub>一</sub>、苑城東西二十七里、南北三十里、東抵<sub>二</sub>渭水<sub>一</sub>、西連<sub>二</sub>故長安城<sub>一</sub>、南連<sub>二</sub>京城<sub>一</sub>、北枕<sub>二</sub>渭水<sub>一</sub>、苑內離宮亭觀、二十四所、漢長安故城、東西十三里、皆隸<sub>二</sub>入苑中<sub>一</sub>、と述べてる。

④ 唐の長安の禁苑については、通鑑卷二百九唐睿宗景雲元年六月庚子の条に、「曠時、(臨淄王) 隆基微服与<sub>二</sub>(劉) 幽求等<sub>一</sub>、入<sub>二</sub>苑中<sub>一</sub>とある所に見える胡三省の註は、

⑤ この宮苑と言ふのは、通鑑卷二百三十唐德宗興元元年二月の条に、「(李) 晟与<sub>二</sub>(李) 懷光<sub>一</sub>会<sub>二</sub>于咸陽西陳濬斜<sub>一</sub>、築<sub>二</sub>墨木<sub>一</sub>畢、朱泚衆大至、晟謂<sub>レ</sub>懷光曰、賊若圍<sub>二</sub>守宮苑<sub>一</sub>、云云」とある所に見える宮苑に對して、胡三省は、「宮苑、謂<sub>二</sub>宮城及苑城<sub>一</sub>也」と説明している。

⑥ 唐会要卷七十二京城諸軍の羽林軍の所には、「垂拱元年五月十七日、置<sub>二</sub>左右羽林軍<sub>一</sub>、領<sub>二</sub>羽林郎六千人<sub>一</sub>」とあって、則天武后の垂拱元年に、羽林軍が設けられたと云っている。

### 三 府兵制度の廢頽と節度使及び觀察使の設置

太宗の時に整備された南衛十二衛の制度も、次の高宗、更には則天武后の時代に入ると、早くも崩れ始めた。新唐書兵志に、

玄宗開元六年、始詔、折衝府兵、每<sub>二</sub>六歲<sub>一</sub>二簡、自<sub>二</sub>高宗武后時<sub>一</sub>、天下久不<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>兵、府兵之法寔壞、番役交代、多不<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>時、衛士稍稍亡匿、至<sub>レ</sub>是益耗散、宿衛不能<sub>レ</sub>給、宰相張說乃請<sub>二</sub>一切募<sub>レ</sub>士宿衛<sub>一</sub>、十一年、取<sub>二</sub>京兆・蒲・同・岐・華府兵及白丁<sub>一</sub>、而益以<sub>二</sub>潞州長從兵<sub>一</sub>、共<sub>二</sub>十二萬<sub>一</sub>、号<sub>二</sub>長從宿衛<sub>一</sub>、歲<sub>二</sub>一番<sub>一</sub>、命<sub>二</sub>尚書左丞蕭嵩与<sub>二</sub>州吏<sub>一</sub>、共選<sub>レ</sub>之、明年、更<sub>レ</sub>号曰<sub>二</sub>驍騎<sub>一</sub>、

とある。十二衛の兵士である衛士を供給する府兵制度が、高宗武后の頃から崩壊し始めたから、衛士の供給も円滑に出来なくなり、遂に玄宗の頃になると、宿衛の任に当たる衛士の供給も止まる状態となった。そこで宰相の張說の上請となつて、開元十一年から、募集によつて宿衛の兵を充すこととなった。この兵を、初めは長從宿衛と称したが、翌十二年には



曠騎と改名され、十三年から、始めて曠騎を以て十二衛に分隸することとなった。総数十二万、毎衛一万人ずつであって、京兆から募る曠騎は六万六千人、華州は六千人、同州は九千人、蒲州は一万二千三百人、絳州は三千六百人、晋州は千五百人、岐州は六千人、河南府は三千人、陝・虢・汝・鄭・懷・汴の六州は各六百人であった。このようにして南衙十二衛の立直しを行って、何んがとが表面を糊塗したが、玄宗在位の天宝十四年（七五五）から始った安祿山らの乱によって、南衙の十二衛も北衙の六軍も、共に大打撃を受けて禁衛兵としての役にも立たず、有名無実の存在へと進んで行くのであった。新唐書の兵志に、

及安祿山反、天子西駕、禁軍從者、裁千人、肅宗赴靈武、土不<sub>レ</sub>滿<sub>レ</sub>百、

とあって、安祿山らの所謂安史の乱が始まった際の禁軍の有様が述べられているが、折角設けた禁衛兵も、一朝有事の時には、少しの効能も無かったのである。

安祿山らの乱は、前後八年の長きに亘って続いたが、郭子儀らの諸将や、回紇の援軍によって平定することが出来た。

しかしこの乱の唐の国家に与えた影響は大きく、所謂均田法による土地制度や、それに随伴する租・調・庸・雜徭からなる税役制度を中心として建てられた唐の国家機構は崩れ去り、土地は私有制度となり、税役は租・調・庸が合されて夏秋の兩回課する兩税法と雜徭となり、南衙の十二衛からなる禁軍も崩れ各地に設けられていた折衝府も荒廃して、天子直属の禁軍は北衙だけとなり、それも次第に新らしく生れた神策軍の一つに固まって行った。このようにして、中央には北衙禁軍が残ったが、地方の軍政はどうなったかというに、華北地方には多く節度使が置かれて軍政と民政を掌り、華南・華南地方には多く觀察使が置かれて民政と軍政を掌ったのである。節度使と觀察使については、私は拙著『中国律令史の研究』所収の「唐の節度使と觀察使」に詳述してあるが、節度使は元来は辺境を防衛するために、辺境に設けられた兵馬の大権を持つ武官であって、睿宗の景雲二年（七一）頃に来たものであり、初めは軍政のみを掌った。それが次第に管下の民政をも掌るようになったのである。この初めは辺境にのみ置かれていた節度使が、安祿山らの乱を契機として、唐

の内地にも設けられるようになった動機については、通鑑卷二百二十三の唐代宗広徳二年の五月から六月にかけての所に、郭子儀以下安史昔拋洛陽、故諸道置節度使以制其要衝、今大盜已平、而所在聚兵耗盡百姓、表請罷之、仍自河中為始、

胡註、子儀時鎮河中、表先罷河中節度、以示諸鎮、君六月、勅、罷河中節度及耀徳軍、  
子儀其有安國家、尊朝廷之心、而時君不能任用之也、  
置耀徳軍於河中、  
胡註、乾元二年、

と見えている如く、安祿山らの乱に際して、この賊徒を平定するために、賊徒が拠れる洛陽に通ずる要衝を制する目的で、各要衝に節度使を置いたことに起因しているのである。従つて節度使を内地に設けるようになってからも、安祿山らの乱に關係のある地方に多く設けられる傾向が見られる。これが即ち節度使が安祿山らの乱に直接關係の深かった華北地方に多く置かれ、關係の無かった華中や華南の地方には、觀察使が多く置かれた所以である。節度使と觀察使との差異は、文献通考卷六十一職官考の採訪処置使の所に、

蓋唐制、一道兵政屬之節度使、民事屬之觀察使、然節度多兼觀察、

とある如く、節度使は軍政を專掌し、觀察使は民政を專掌するものであるが、その節度使の場合は、大抵觀察使をも兼ねるから、従つて軍政も民政も合わせて掌ることとなる。その觀察使の場合は、節度使を兼ねることはないが、しかし通鑑卷二百五十二の唐僖宗乾符三年正月の条に、

勅、福建・江西・湖南諸道觀察刺史、皆訓練士卒、又令天下鄉村各置弓刀鼓板以備群盜、

とある如く、節度使の居らぬ所では、觀察使や刺史が兵士の訓練を掌るようになっており、觀察使が實際は節度使を兼ねていたのである。しかも華中及び華南の地方でも、唐末になるほど、觀察使を称する者が少なくなつて、節度使を称する者が多くなつた。

#### 四 神策軍の創設と宦官の抬頭

北衙禁軍は、既に述べた如く、肅宗の至徳二年までに、左右龍武軍・左右羽林軍・左右神武軍の所謂北衙六軍が編成さ

れ、この時また左右英武軍なるものも、別に造られたから、実際は八軍が備わったわけである。その後の肅宗の次に即位した代宗の時に、左右神策軍が新らしく禁軍に加わった。

この神策軍の成立は、新唐書兵志や文獻通考の兵制によると、

初、哥舒翰破吐蕃臨洮西之磨環川、即其地置神策軍、以成如璆為軍使、

とあって、哥舒翰が吐蕃の侵入軍を、臨洮（甘肅省岷県）の西の磨環川で破り、その地に神策軍という辺境守備の軍隊のための駐屯地を設け、成如璆をその軍使としたとある。この神策軍という辺境守備隊の駐屯地を設けたことは、通鑑卷二百十七の唐玄宗天宝十三載七月癸丑の条にも、

哥舒翰奏、於所開九曲之地、置洮陽・澆河二郡及神策軍、以臨洮太守成如璆、兼洮陽太守、充神策軍使、

とあって、神策軍を設けたことは、玄宗の天宝十三年七月のことであるとしている。この天宝十三年の翌年の十四年に安祿山らの乱が起るが、乱が起ると、文獻通考の兵制や新唐書兵志には、

及安祿山反、（成）如璆以（衛）伯玉將兵千人赴難、伯玉与（魚）朝恩、皆屯于陝、時辺土陷蹙、神策故地淪沒、即詔伯玉、所部兵、号神策軍、以伯玉為節度使、与陝州節度使郭英义、皆鎮陝、其後伯玉罷、以英义兼神策軍節度（使）、英义入為僕射、軍遂統於觀軍容使（魚朝恩）、代宗即位、（中略）広徳元年、代宗避吐蕃幸陝、朝恩幸在陝兵与神策軍迎扈、悉号神策軍、天子幸其營、及京師平、朝恩遂以軍歸禁中、自將之、然尚未与北軍齒也、永泰元年、吐蕃復入寇、朝恩又以神策軍屯苑中、自是浸盛、分為左右兩、勢居北軍右、遂為天子禁軍、非它軍比、朝恩乃以觀軍容宣慰使知神策軍兵馬使、

と述べてあり、神策軍が安祿山らの乱の始めから、代宗の永泰元年（七六六）に吐蕃の入寇があって、ために宦臣出身の魚朝恩に率いられて禁苑に屯するようになり、遂に禁軍に加るようになった経過を説明している。この禁軍に加った際の統率者が宦臣であったことから、禁軍としての神策軍と宦臣との関係が生ずるようになった。神策軍の駐屯地は、禁苑内に移ったが、代宗の大曆四年（七六九）になると、新唐書兵志及び文獻通考兵考には、

(魚朝恩) 請、以京兆之好時・鳳翔之麟游・普潤、皆隸神策軍、明年、復以興平・武功・扶風・天興隸之、朝廷不能退、とあって、都の長安に近い所の各地を、神策軍の支配下に入れるようになった。しかし神策軍は、禁苑に在って宮城の守りに任ずるばかりでなく、屢屢禪將をして兵を率いて征伐に従わしめ、往々にして功を立てることもあって、次第に北衙禁軍の中心的存在へと成長して行ったが、魚朝恩が罪を得て死するや、暫くは、宦官が兵を掌ることは、中止された。旧唐書及び新唐書の宦官及び宦者の伝の中の竇文場と霍仙鳴の兩人の伝には、

自魚朝恩死、宦人不復典兵、德宗以禁衛、尽委白志貞、(新唐書による)

とあって、その事実を述べており、德宗は禁軍を以て、安祿山らの乱を平定するに大功のあった李光弼の部下たりし白志貞に、尽く委ねて、彼を神策軍使とした。この白志貞は宦官ではなく普通人であったが、姦智にたけた人物であったが故に、たちまち禁軍を腐敗墮落せしめて、全く役に立たぬものにした。新・旧唐書の宦者・宦官伝の竇文場・霍仙鳴伝には、上掲の文に続けて、

志貞多納富人金補軍、止収其庸而身不在軍、及涇師乱、帝召近衛、無一人至者、惟文場等率宦官及親王左右、從至奉天、帝逐志貞、并左右軍、付文場主之、(新唐書による)

とあり、白志貞が富人から賄賂をとって富人を軍人にするが、その富人はただ軍人としての賃銀を貰うだけで軍隊には居らない有様であり、德宗の建中二年(七八二)頃から、盧龍節度使朱滔・成徳節度使王武俊・平盧節度使李納らが、唐の朝廷から離れる態度を露骨に示し始め、続いて淮西節度使の李希烈が、自から天下都元帥を称して叛旗をひるがえすに至ったから、德宗は淮西を討つために、各節度使に出兵を促し、淮西に赴かしめることにした。しかるにその際に、涇原(甘肅省涇川畧)節度使姚令言の率いる一軍が、長安を通過するに当たって、給与が悪かったことよって兵乱を起して長安を占拠し、当時長安に住んでいた朱泚を頭に戴いた。上掲の一段中に、「及涇師乱」とあるのは、このことを言うのである。また德宗はこの兵乱に遭って禁衛の兵を召し呼んだが、上掲の一段中に、「帝召近衛、無一人至者」とある如く、

召に応じて来たる者は一人も無ったのである。そこで徳宗は、長安を脱出して奉天（陝西省乾縣）に赴くのであるが、この時の状態は通鑑卷二百二十八の唐徳宗建中四年十月丁未の条に、

上（徳宗）乃与王貴妃・韋淑妃・太子・諸王・唐安公主、自苑北門出、王貴妃以伝国宝繫衣中以従、後宮・諸王・公主不及従者、什七八、初魚朝恩既誅、宦官不復典兵、有竇文場・霍仙鳴者、嘗事上於東宮、至是、帥宦官左右僅百人、以従、使普王誼前驅、太子執兵以殿、司農卿郭曙以部曲數十人、獵苑中、聞蹕、謁道左、遂以其衆従、（中略）右龍武軍使令狐建、方教射於軍中、聞之、帥麾下四百人、乃使建居後為殿、

と見えている。白志貞は奉天において弾劾を受けて職を逐われ、左右神策軍は、并せて竇文場に指揮せしめた。宦官が兵権を握ることの弊害については、その頃既に通鑑卷二百二十九の唐徳宗建中四年十二月の所に、

蕭復嘗言於上曰、宦官自艱難以來、多為監軍、恃恩縱橫、此属但応掌宮掖之事、不宜委以兵權國政、上不悅、とある如く、徳宗にその注意を喚起する人もあったのである。しかし徳宗は、「上不悦」とあるように、それを悦ばなかったのである。

徳宗も、即位当初から宦官を好んでいたのではなく、当初は寧ろ嫌っていたのである。そのことは、即位当初である通鑑卷二百二十六唐徳宗建中元年十月の条の所に、

大曆以前、賦歛出納俸給、皆無法、長吏得專之、重以元王秉政、貨賂公行、天下不按賊吏者、殆二十年、惟江西觀察使路嗣恭恭按虔州刺史源敷翰流之、上以宣歙觀察使薛翫、文雅旧臣、徵為左丞、翫去宣州、盜隱官物、以巨万計、殿中侍御史負嵩發之、冬十月己亥、貶連山尉、於是、州界始畏朝典、不敢放縱、上初即位、疎斥宦官、親任朝士、而張涉以儒學入侍、薛翫以文雅登朝、繼以賊敗、宦官武將、得以藉口、曰、南牙文臣、賊動至巨万、而謂我曹濁乱天下、豈非欺罔邪、於是、上心始疑、不知所倚仗矣、

と見えている。ここに「上初即位、疎斥宦官、親任朝士」とあるように、即位した当初は宦官を斥けて、文官を親任

したのであるが、その文官が贓罪を犯し、宦官や武將達がさわぎだしたので、徳宗も文官を疑うようになり、信頼する者が無くなる状態となった。しかも武將もまた、後に述べてある如く、徳宗は嫌うようになったが、宦官はその後しばしば徳宗の危難の際に、大いに役立ったから、宦官を徳宗が信頼するようになった。

朱泚らの乱徒は、間もなく平定されて、徳宗は長安に還ったが、ここにおいて、通鑑卷二百三十一の唐徳宗興元元年八月の条に、

上還長安、頻忌宿將握兵、多者稍稍罷之、戊辰、以(寶)文場監神策軍左廂兵馬使、王希遷監右廂兵馬使、始令宦官分典禁旅、

とあり、建中四年(七八三)の翌年の興元元年の八月には、徳宗は宿將を斥けて、宦官の竇文場を監神策軍左廂兵馬使に任じ、同じく王希遷を監神策軍右廂兵馬使に任じたのであり、曩の建中四年に奉天において、竇文場が白志貞に代わって左右神策軍を主ったのは、臨時のものであったが、この興元元年のは、正式に宦官の竇文場と王希遷が、禁軍の左右神策軍を分け典ることとなったのである。この所にある胡三省の註には、

宦官握兵柄、自此不可奪矣、

と述べてあって、この時から、唐の宦官が兵権を握ることが、固定化したとしてゐる。また新・旧唐書の宦者及び宦官伝の竇文場・霍仙鳴の伝にも、共に上記の兵馬使に任ぜられたことが載せられているが、しかし通鑑とは、その内容が少しく異なっている。即ち旧唐書には、

徳宗還京、頗忌宿將、凡握兵多者、悉罷之、禁旅、文場・仙鳴分統焉、

とあり、また新唐書には、

帝自山南還、兩軍復完、而帝忌宿將難制、故詔文場・仙鳴分統之、

とあって、通鑑に神策軍を分統したのは、竇文場と王希遷であるとしてゐるに對して、この旧唐書と新唐書は、共に竇文

場と霍仙鳴であるとしていて、通鑑に王希遷とあるのが、新・旧唐書には霍仙鳴となっている。この相違については、上掲の胡三省の註には、通鑑考異の

旧竇文場伝云、文場与霍仙鳴二分統禁旅、蓋希遷尋罷、而仙鳴代之也、今從「実録」、

と述べておるのを引用し、通鑑には竇文場と王希遷とが禁旅を分統すとあるのが、旧唐書竇文場伝には、竇文場と霍仙鳴とが禁旅を分統すとなっているのは、初め王希遷が任命されたが、それが免ぜられて霍仙鳴が代わり任ぜられたのに因るとする通鑑考異の説を、胡三省も認めているようである。末尾の「今從「実録」」とあるのは、これは通鑑のこの所は、唐の実録に従って書いたと、通鑑の著者の司馬光が、出典を明かにしたものである。

竇文場と霍仙鳴が禁旅を分統するようになってからは、兩人の権勢は隆々と拡大し、新唐書宦者伝の竇文場・霍仙鳴伝に、

是時、竇霍權震朝廷、諸方節度大将、多出其軍、台省要官走門下、丐援引者、足相躡、

と述べている如く、節度使や大将は多く彼等兩人の部下から出るようになり、また彼等兩人の援引によって頭官に任ぜられるものも多く出て来た。それより暫くして、徳宗の貞元十二年（七九六）六月になると、護軍中尉と中護軍の職官が設けられて、神策軍の指揮に当たらしめるようになった。旧唐書宦官伝の竇文場・霍仙鳴伝には、そのことについて、

貞元十二年六月、特立護軍中尉兩員、中護軍兩員、以帥禁軍、乃以文場為左神策護軍中尉、仙鳴為右神策護軍中尉、右神威軍使張尚進為右神策中護軍、内調者監雋希望為左神策中護軍、（中尉護軍）自文場等一始也、

と述べており、また新唐書の宦者伝の竇文場・霍仙鳴伝や、通鑑卷二百三十五唐徳宗貞元十二年六月乙丑の条にも、同様なことが見えているが、通鑑のその所には、胡三省が註して、

左右神策中尉、始於竇・霍、自此宦官之權、日以益重、不可復制矣、下護軍中尉一等、為中護軍、此職事官之掌禁兵者、非如唐初所置勳級所謂上護軍・護軍一也、

と述べており、禁軍の中心である神策軍の統率者たる左右神策中尉、即ち左右護軍中尉の職が創設され、その職に初めて宦臣の竇文場と霍仙鳴とが任命されたことよって、宦臣の軍事上の支配権は益々大となって固定化し、最早や制御し難いものになったとしている。

宦官はこの軍隊の力を背景にして、政權をもその手中に収めることに成功したが故に、徳宗以後の唐国家の最高統治者は、宦官であったとも謂い得られる。

唐の朝廷における宦官の勢力を、不動のものたらしめた徳宗は、貞元二十一年、即ち永貞元年（八〇五）正月に崩じ、子の順宗が即位したが、病弱のために、在位僅かに八カ月に満たないで退位し、子の憲宗が即位して元和と改元した。その元和十五年（八二〇）に、憲宗は宦官に弑されたが、通鑑卷二百四十三の唐文宗大和二年（八二八）三月の条にも、

自元和之末、宦官益横、建置天子、在其掌握、威權出人主之右、人莫敢言、

とある如く、憲宗の末年頃から、宦臣の権力は益々強くなって、遂に天子を廢立する權までも持つ程になった。憲宗の後、穆宗及び敬宗を経て、文宗が即位した。文宗は宦官の專横をにくみ、鄭注や李訓らと謀って宦官を除去しようとして、大和九年（八三五）十一月に、金吾序舎の後にある石榴に甘露が降ったと称して、宦官達をそこに招いて観ることを命じ、集り来たところで、悉くを殺そうとした。しかしその企ては失敗し、この謀に参加した者は、いずれも誅殺され、却って宦官の勢力を、いやが上にも益す結果となった。通鑑卷二百四十五唐文宗大和九年十一月の条の終り所に、この甘露の変後について、

自是天下事、皆決於北司、宰相行文書而已、宦官氣益盛、迫脅天子、下視宰相、陵暴朝士、如草芥、

と述べてあり、甘露の変があつてから後は、天下のことは、悉くが北司で決定され、宰相を始めとする南司の諸官は、北司で決められた政策を、その命令通りに実施する機関に過ぎなくなつた。北司は既に述べてある如く、北牙禁軍を言うのであり、その中心は次第に神策軍に移つたが、元來はこれは軍隊に過ぎないのである。その禁軍の指揮權を宦官が掌握す



るようになってから、その軍の力を用いて政界に進出し、遂に宦官が国家の事実上の統治者にまでなり終ったのである。ここに於いて、北司という語が意味する内容が、異なって来るのであって、北司と言えば、最早やそれは宦官を意味するようになって来た。

文宗は甘露の變後は、通鑑卷二百四十五唐文宗開成元年十一月の条に、「上（文宗）自甘露之變、意忽忽不樂」とあるように、失意の状態のままに崩じたのである。それ以後の君主の在位の時も、依然として宦官の専横は続いて熄むことがなかったが、昭宗の天復三年（九〇三）正月になって、朱全忠のために、宦官は長安に居る者も地方に居る者も、悉くが誅殺され、ここに宦官の専横は終りを告げた。しかし唐の国家そのものも、間もなく亡んだのである（九〇七）。

① 新唐書の兵志に、「唐初兵之戍<sub>レ</sub>辺者、大曰<sub>レ</sub>軍、小曰<sub>レ</sub>守捉、曰<sub>レ</sub>城、曰<sub>レ</sub>鎮、而總<sub>レ</sub>之者、曰<sub>レ</sub>道」とある如く、軍とは辺境を成る兵士の駐屯する場所の一種である。

② 四部叢刊に含まれている宋刊本を景印せる通鑑考異の卷十八に見えるこの旧竇文場伝云の一文には、この「而仙鳴代之也」は「而仙鳴代也」となっていて、之の字は無い。

③ 新唐書の竇文場・霍仙鳴伝に言う是時とは、兩人が禁旅を分統するようになった時を言うのであるが、旧唐書の竇文場・霍仙鳴伝には、それから少し後の貞元十二年六月に、徳宗が護軍中尉の官を兩員ほど

を特に設けて、竇・霍の兩人を、その官に任じた際のこととして、「時竇・霍之權、振於天下、藩鎮節將、多出<sub>レ</sub>禁軍、台省清要、時出其門」と記されてあって、新唐書と多少時期が異なっている。通鑑卷二百三十五唐徳宗貞元十二年六月乙丑の条の竇・霍兩人が護軍中尉に任ぜられた記事の所にも、旧唐書と同様に、「是時、竇・霍勢傾中外、藩鎮將帥、多出<sub>レ</sub>神策軍、台省清要、亦有出<sub>レ</sub>其門者」と記されている。

④ 旧唐書竇・霍伝には、この括弧の中尉護軍の四字が無いが、新唐書の竇・霍伝にはあるを以て、ここにそれを補った。

## 五 南北司の成立

既に述べてある如く、唐の初期においては、宮城の北に駐屯している禁軍を北衛、或は北牙と言ひ、宮城の南に居る十衛などの軍隊及び中央の諸行政官庁のことを南衛、或は南牙と称していたが、唐の第二代太宗の時に、一通り整った律令体制も、段々と太平になれて弛緩して、南衛の十二衛の衛士の交代も崩れて傭兵によって充ず状態となった。しかも北

衛の禁軍が、君主に近接して、次第に勢力を増すに比例して、南衛の諸衛は衰微し、遂に有名無実のものとなり、ただ幹部の諸官のみが残存するに過ぎぬものとなった。通鑑卷二百三十四唐德宗貞元八年の終りの所に、

左神策大將軍柏良器、募才勇之士以易叛鬻者、監軍竇文場惡之、會良器妻族、飲醉寓宿宮舍、十二月丙戌、良器坐左遷右領軍、自是宦官、始專軍政、

という一文が見えており、これは宦官の竇文場が、宦官に非ざる柏良器の才能をねたみ、良器の妻族が衛禁を犯したのを見つけて、良器を罪に坐せしめ、右領軍衛に左遷させたことを、述べたものである。この所にある胡三省の註は、

為宦官挾兵權以脅天子張本、右領軍、十六衛之一也、時南牙諸衛、具位而已、北軍掌兵權重、故良器為左遷、

と説明しており、当時は南衛の諸衛は既に有名無実で、その所屬の諸官はただ位に具わっているだけであり、右領軍衛はその諸衛の一つであるから、実兵を指揮している神策軍から遷されることは、左遷になるとしている。この胡三省の説明によって明かな如く、南衛禁軍の諸衛は、德宗の時には、既に名だけのものになっていたのである。また德宗から順宗・憲宗・穆宗を経て文宗の在位の時のこととして、通鑑卷二百四十五唐文宗開成元年（八三六）正月辛丑朔の条に、

上（文宗）御宣政殿、赦天下改元、仇士良請以神策仗衛殿門、諫議大夫馮定言其不可、乃止、定宿之弟也、

とあり、仇士良が神策軍から編成せる杖衛を以て、長安の殿門を守衛せしめるようにと上請したのに対して、諫議大夫の馮定が反対したので、実現しなかったというのであるが、この所にある胡三省の註は、

南牙十六衛之兵、至此雖名存實亡、然以北軍衛南牙、則外朝亦將聽命於北司、既紊太宗之紀綱、又增宦官之勢焰、故馮定言其不可、

と説明しており、仇士良が神策仗衛を以て殿門を警護せしめよと請うのは、これは南衛の諸衛の兵は、最早や有名無実となり、従って諸衛の中の長安諸殿門を警護するのは、監門衛であり、宮城・京城などを巡警するのは金吾衛であるが、それらの兵も無くなっているから、北衛の神策仗衛を以て警護に当てるようにと望んだのである。しかしこれは、北衛が南

衙を支配することになるのであって、太宗の定めた制度を紊すことになり、また北衙即ち当時は北司と称せられるようになっていた宦官の勢力を増大することになるから、馮定は反対したのであると、胡三省は述べている。この玄宗の時の仇士良の上請のことからしても、南衙の諸衛は、有名無実になっていたことが知られるのである。かくして唐の前半頃に言われていた南牙即ち南衙と北牙即ち北衙とは、主として禁軍の相違によっての区別名であったが、唐の後半になっては、禁軍の相違は無くなり、禁軍は北にのみ存在して、しかも殆んどが神策軍の軍隊で宦官が指揮するものであり、南は禁軍が無くて宰相を始めとする文官達であった。ここに於いて、南北牙即ち南北衙の名称は変じて、南北司と称せられるようになった。南北司の例を、通鑑の中から拾ってみるに、通鑑卷二百四十三唐文宗大和二年三月の条の所に見える劉蕡の対策には、

法宜画一、官宜正名、今分外官・中官之員、立南司・北司之局、或犯禁于南、則亡命于北、或正刑于外、則破律於中、法出多門、人無所措、実由兵農勢異而中外法殊一也、

と述べてあり、ここに外官と中官と、及び南司と北司との語が見えているが、この語について、胡三省の註は、

百官赴南牙朝会、考謂之外官、亦謂之南司、宦官列局於玄武門内、兩軍中尉護諸營於苑中、謂之中官、亦謂之北司、

と説明し、外官と南司とは同一のものであって以前の南衙に当たり、中官と北司とは同一のものであって以前の北衙に当たるが、しかし各構成員は以前とは異なり、南司には実兵は無くて朝士即ち文官が主であり、北司は神策諸營の外に宦官が加わってその主体をなしているとしている。また通鑑卷二百四十九唐宣宗大中八年の条の終りの所に、

上（宣宗）又嘗与令狐綯、謀尽誅宦官、綯恐濫及無辜、密奏曰、但有罪勿捨、有闕勿補、自然漸耗、至於尽矣、宦者竊見其奏、由是益与朝士相惡、南北司如水火矣、

と見え、北司は宦官、南司は朝士即ち文官たるを示している。また通鑑卷二百五十四唐僖宗中和元年三月の条には、僖宗が黄巢の乱兵を避けて、蜀の成都に遷ると、

群臣追從車駕者、稍集成都、南北司朝者、近二百人、諸道及四夷貢獻不絶、

とあって、南北司の例が見えているが、同書同卷同年七月の条にも、

上(僖宗) 日夕專与宦者同处、議天下事、待外臣殊疎薄、庚午、左拾遺孟昭囙上疏以為、治安之代、遐邇猶心同心、多難之時、中外尤當一體、去冬、車駕西幸、不告南司、遂使宰相僕射以下、悉為賊所屠、独北司平善、(中略) 夫天下者、高祖太宗之天下、非北司之天下、天子者、四海九州之天子、非北司之天子、北司未必尽可信、南司未必尽無用、(下略)

とあって、南北司の例が見え、南司は宰相らの文官、北司は宦官を指すことを明かにしている。僖宗の次には、昭宗が即位するが、通鑑の昭宗紀の所には、南北司の例が多く見えている。その中の主なる二例を掲げることとする。即ち通鑑卷二百六十二唐昭宗光化三年六月の条の所に、

上(昭宗) 素疾宦官、樞密使宋道弼・景務脩專橫、崔胤与上謀去宦官、宦官知之、由是南北司、益相憎嫉、各結藩鎮為援、以相傾奪、

とあるのや、同書同卷同年十月の条の所に、

初崔胤与帝密謀尽誅宦官、及宋道弼・景務脩死、宦官益懼、上自華州還、忽忽不樂、多縱酒、喜怒不常、左右尤自危、於是、左軍中尉劉季述・右軍中尉王仲先・樞密使王彥範・薛齊偓等、陰相与謀曰、主上輕佻、多變詐、難奉事、專聽任南司、吾輩終懼其禍、不若奉太子立之、尊主上為太上皇、引岐華兵為援、控割諸藩、誰能害我哉、

とあり、共に唐末の宦官を除去する謀について、南北司のことが見えているのであるが、光化三年十月の条のものに、「聽任南司」とある所には、胡三省が、「時宦官謂之北司、謂南牙百官為南司」と註しており、北司は宦官、南司は百官を言うとしている。

このようにして唐の南北牙即ち南北衙は、その後半から南北司と称せられるようになるが、しかし時折矢張り旧名称を用いる場合もあった。その例を少しく掲げよう。先ず通鑑卷二百四十九唐宣宗大中十年十一月の条に、

内閣使李敬寔遇<sub>レ</sub>鄭朗不<sub>レ</sub>避<sub>レ</sub>馬、朗奏<sub>レ</sub>之、上（宣宗）責<sub>レ</sub>敬寔、对曰、供奉官例不<sub>レ</sub>避、上曰、汝衙<sub>レ</sub>敕命<sub>レ</sub>横絶可也、豈得<sub>レ</sub>私出而不<sub>レ</sub>避<sub>レ</sub>宰相乎、命<sub>レ</sub>剝<sub>レ</sub>色配<sub>レ</sub>南牙、

とあつて、当時既に南司と北司の語が使用されていたのにも拘らず、南牙の語が用いられており、また通鑑卷二百五十二唐僖宗乾符元年十二月の条には、

上（僖宗）年少、政在<sub>レ</sub>臣下、南牙北司、互相矛盾、

とあつて、南司北司の代わりに、南牙北司と言っており、更に通鑑卷二百五十六唐僖宗光啓元年閏三月の条には、

初田令孜在<sub>レ</sub>蜀募<sub>レ</sub>新軍五十四都、每都千人、分<sub>レ</sub>隸<sub>レ</sub>兩神策<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>十軍、以<sub>レ</sub>統<sub>レ</sub>之、又南牙北司官共万餘員、

とあつて、南牙北司の例が見えている。このように南司と称すべきところを、南牙と称することもあつたが、北司と言ふべきところを、北牙と称する例は無いようである。

南司と北司とは、仲が悪く、常に相争つていた。そのことは、既に掲げてある通鑑卷二百四十九唐宣宗大中八年の条の終りの所に、

上（宣）又嘗与<sub>レ</sub>令狐綯謀<sub>レ</sub>尽誅<sub>レ</sub>宦官、綯恐<sub>レ</sub>濫及<sub>レ</sub>無辜、密奏曰、但有<sub>レ</sub>罪勿<sub>レ</sub>捨、有<sub>レ</sub>闕勿<sub>レ</sub>補、自然漸耗、至<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>尽<sub>レ</sub>矣、宦者竊見<sub>レ</sub>其奏、由<sub>レ</sub>是益与<sub>レ</sub>朝士<sub>レ</sub>相惡、南北司如<sub>レ</sub>水火<sub>レ</sub>矣、

とあり、また通鑑卷二百五十二唐僖宗乾符元年十二月の条の終りの所に

上（僖宗）年少、政在<sub>レ</sub>臣下、南牙北司、互相矛盾、

とあるが、更にはまた通鑑卷二百六十二唐昭宗光化三年六月の条の所に、

司空門下侍郎同平章事王搏、明達有<sub>レ</sub>度量、時称<sub>レ</sub>良相、上（昭宗）素疾<sub>レ</sub>宦官、枢密使宋道弼・景務脩專横、崔胤日与<sub>レ</sub>上謀<sub>レ</sub>去<sub>レ</sub>宦官、宦官知之、由<sub>レ</sub>是南北司益相憎嫉、各結<sub>レ</sub>藩鎮<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>援、以<sub>レ</sub>相傾奪、搏恐<sub>レ</sub>其致<sub>レ</sub>乱、

とあって、南司と北司とが相憎嫉しあう結果、節度使を味方に引入れて、その力を借るに至ったという。このことは、節度使の勢力が、既に南司や北司を凌駕していることを示すものであって、やがては、その節度使の一人である朱金忠のため、北司の宦官共は殲滅される運命にあったのである。

① 北衛の兵を以て、南衛の兵が警護すべき所を警護せしめようとするのは、可でないということは、この文宗の大和二年以前にも、その例がある。それは通鑑卷二百二十一唐肅宗乾元二年（七五九）三月甲午の条に、

於是、京師多盜、李輔國請選羽林騎士五百以備巡邏、李揆上疏曰、昔西漢以南北軍相制、故周勃因南軍入北軍、遂安劉氏、皇朝置南北牙、文武区分、以相伺察、今以羽林代金吾、警夜、忽有非常之變、將何以制之、乃止、

とあり、この所の胡三省の註は、  
金吾衛屬南牙、羽林衛屬北牙、金吾掌巡徼、李輔國欲以羽林軍奪其職、故李揆以為言、  
と説明している。

② 劉資のこの対策のことは、旧唐書卷百九十下、及び新唐書卷百七十八の各劉資伝にも見えている。

（東北大学名誉教授

Transition from *South Ya* 南衙 and *North Ya* 北衙 to  
*South Ssu* 南司 and *North Ssu* 北司 in the *T'ang* Period

by

Sizuo Sogabe

The imperial guards for the Emperors in the *T'ang* period was consisted of *South ya* and *North ya*. *South ya* was called the *Various Wei* (諸衛) and stayed at south of the palace. *North ya* was called the *Chin army* (禁軍) and stayed at north of the palace. However, this guard system had been gradually deformed or disappeared as time passed. Toward the end of the *T'ang* period, *South ya* was completely disappeared and only civil officials remained and *North ya* joined to the *Shen ts'e army* (神策軍) under the control of the *eunuchi* (宦官). After this change of the guard system, *South ya* was called *South Ssu* and *North ya* was called *North Ssu*.

The Self-government and the Oligarchy  
in English Mediaeval Boroughs

by

Yoshiteru Takei

Not a few vague points still remain as to the incorporation of mediaeval English boroughs, particularly as to the time when they were incorporated. Theoretically speaking, one cannot help recognizing the difference of opinion about it between A. Ballard and M. Weinbaum. The author, taking up the position that stress should be put on the former, attributes this difference to the separation of the real from the nominal or legal incorporation. Judging from the legal formalism, the incorporation of the mediaeval English borough should have been accomplished by the grant of the royal charter which placed them on an equal footing with the county.